

平成 28 年 9 月 15 日

各 位

株式会社池田泉州銀行

生命保険商品 代理店手数料の開示等について

株式会社池田泉州銀行（頭取 藤田 博久）は、平成 28 年 10 月 3 日より「保険代理店手数料」を開示するとともに、「保険代理店手数料の受領方式」を変更しますので、お知らせいたします。

1. 保険代理店手数料の開示

当行が取扱いしている生命保険商品のうち、特定保険契約（※1）の代理店手数料について、各保険会社の同意を前提に開示いたします。

なお、代理店手数料とは、保険会社から販売代理店である当行に支払われるものであり、お客さまから直接いただく費用ではございませんが、透明性向上につながる取組みとしてお客さま向けに開示を行うものです。

2. 保険代理店手数料受領方式の変更

保険代理店手数料を開示する商品の一部について、手数料受領方式を、契約時に保険会社より一括で受領する方式から、「契約時に受領する手数料※2」と「契約期間中に定期的に受領する手数料※3」に分けて受領する方式に変更いたします。

ご契約時におけるお客さまへの商品やリスクの説明のみならず、ご契約期間を通じた情報提供やアフターフォローを行う基本姿勢を反映した体系とし、お客さまの中長期的な資産運用サポートに努めてまいります。

※1 外貨建保険、変額保険、市場価格調整機能を備えた保険など、市場リスクを有する商品

※2 募集時のコンサルティングの対価として、販売額に応じて保険会社から受領する手数料

※3 アフターフォロー等の対価として、ご契約期間中、保険会社から定期的に受領する手数料

以上